

Title	フランス国際私法における著作権関連事件の準拠法に関する一考察
Sub Title	A study on the law applicable in copyright-related cases in French private international law
Author	儲, 安然(Chu, Anran)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2024
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). No.140 (2024. 3) ,p.121- 162
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20240315-0121

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

フランス国際私法における著作権関連事件の 準拠法に関する一考察

儲 安 然

- 一 はじめに
- 二 関連規定および判例の概観
 - (一) 関連規定
 - (二) 関連判例
- 三 学説の状況
 - (一) 概説
 - (二) 著作権自体の準拠法に関する原則論
 - (三) 著作権の準拠法に関する個別の議論
 - (四) 小括
- 四 結論
 - (一) フランスにおける議論の方向性
 - (二) 日本法への示唆

一 はじめに

本稿は、著作権関連事件の準拠法という問題を中心に、フランス国際私法における学説について考察することを通じ、日本法に示唆を得ることを目的としている。

日本においては、著作権関連事件の準拠法について、法の適用に関する通則法（以下「通則法」）に明文規定がないため、準拠法決定について解釈論が多岐にわたる。これまでの裁判実務では、まず問題となるのは、①著作権関連事件に関する抵触規則の法源であり、次に、具体的な問題として、②著作物の原始的帰属の準拠法²⁾、③著作権の譲渡の準拠法および④著作権侵害の準拠法¹⁾などが挙げられる。また、学説上、公衆送信権の準拠法や著作人人格権といった個別類型も議論されてきた。しかし、これらの問題に関して、学説および裁判例の立場は一致しておらず、更なる議論が求められる。

フランスにおいては、著作権関連事件の準拠法に関する法源として、①共通法（*Droit commun*）、②条約法および③共同体法という三つの層が存在する。これらの規定の下、フランス国際私法において、条約法および共同体法に関する議論は、共通法に関する議論の延長線上にあるため、本稿では紙幅の関係上、共通法に焦点を当てつつ、条約法および共同体法について必要な範囲で適宜触れることとしたい。

一方、フランスでは、著作権関連事件の準拠法について、著作権自体の準拠法における本（源）国法（*Lex loci originis*）⁵⁾と保護国法（*lex loci protectionis*）⁶⁾の適用範囲およびその解釈、衛星放送の準拠法、著作隣接権の準拠法や著作人人格権の準拠法などが挙げられる。これらの議論は、日本の論点と類似した部分がある一方（例えば、原始的帰属、著作権侵害や著作人人格権の準拠法など）、日本でまだ詳細に検討されていない部分もある（例えば、著作隣接権の準拠法）。

また、日本においては、著作権の準拠法に関するフランスの議論を体系的に紹介する先行研究^①が多くない。そのため、著作権関連事件の準拠法について体系的に考察することは意義があると考えられる。なお、フランスでは、一般的に著作権の譲渡に関する問題は、契約準拠法の適用範囲に含まれると見なされるため、本稿では特に著作権の譲渡に関する議論に触れない。

以上を踏まえ、本稿では、まず、フランス国際私法の状況を概観し、学説の議論の前提となる法源および判例について簡潔に触れる(二)。次に、フランス国際私法における学説の状況について詳細に紹介する(三)。最後に、学説上の諸論点をまとめた上で、フランスにおける議論の方向性および日本法への示唆を述べる(四)。

二 関連規定および判例の概観

本稿は、フランスの学説に焦点を当てるが、その前に、まず、本章ではその前提となる法源および判例について概観する。

(一) 関連規定

1 共通法

現在、フランスにおいては、著作権の準拠法に関する制定法上の抵触規則は存在せず、フランス知的財産法においては、抵触規則となりうる規定が複数存在している。

第一は、「互惠原則」と呼ばれる知的財産法第L. 111-1の四条である。この規定は、他国がフランスで最初に公表された著作物に十分で有効な保護を提供しない場合において、その国で最初に公表された著作物はフランス知的財

産法による保護を受けられないと定めている。同条のただし書きは、これらの著作物の同一性及び著作者の地位を害することはできないとしている。

第二は、衛星放送に関する複数の規定が挙げられる。具体的には、第L. 一二二の二条三項、第L. 一二二の二の一条、第L. 一二二の二の二条、第L. 二一七の一条および第L. 二一七の二の一条である。そのうち、第L. 一二二の二条三項、第L. 一二二の二の一条、第L. 一二二の二の二条および第L. 一二二の二の三條は著作権に関する規定である一方、第L. 二一七の一条および第L. 二一七の二の一条は著作隣接権に関する規定である。これらの規定には、衛星放送によって行われる上演・演奏、およびそれに伴う複製行為に関連する場合において、フランス知的財産法によって規律されると定めている。

2 条約法

条約法では、著作権に関する主要な法源はベルヌ条約である。一九〇八年ベルリン改正条約では、内国民待遇（第五条）が明文化され、一九七一年パリ改正条約では、第五条二項が、「保護の範囲及び著作者の権利を保全するため著作者に保障される救済の方法は、この条約の規定によるほか、専ら、保護が要求される同盟国の法令による」と規定している。フランスでは、この規定は抵触規則として位置付けられている。

また、ベルヌ条約では、「本国」法を指定する規定がいくつか存在する。第一に、第五条三項は、「著作物の本国における保護は、その国の法令の定めるところによる」と定める。第二に、第二条七項本文は、「本国において専ら意匠として保護される著作物については、他の同盟国において、その国において意匠に与えられる特別の保護しか要求することができない」とし、同項のただし書きは、「その国においてそのような特別の保護が与えられない場合には、それらの著作物は、美術的著作物として保護される」と規定している（学説上、「芸術品統一性理論」と呼ばれる）。第三

に、第七条八項本文は、保護期間につき原則として保護国法によって規律されるとしているが、同項ただし書きは、「保護期間は、著作物の本国において定められる保護期間を超えることはない」と規定している（学説上、「保護期間比較制度」と呼ばれる）。第四に、第一四条の三第一項は、「美術の著作物の原作品並びに作家及び作曲家の原稿については、その著作者は、著作者が最初にその原作品及び原稿を譲渡した後に行われるその原作品及び原稿の売買の利益にあずかる譲渡不能の権利を享有する」と規定している。同条二項は、「一項に定める保護は、著作者が国民である国の法令がこの保護を認める場合に限り、かつ、この保護が要求される国の法令が認める範囲内でのみ、各同盟国において要求することができる」と規定している。

さらに、著作隣接権に関する「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約」（以下、「ローマ条約」）および「実演及びレコードに関する世界的所有権機関条約」（以下、「WIPO実演・レコード条約」）は、ベルヌ条約と同様に内国民待遇を原則とし、保護国法を適用する立場を採用している。ただし、ベルヌ条約のような「本国」法を指定する規定が存在しない。

3 共同体法

ローマII規則では、第一に、第四条が不法行為一般の準拠法に関する規定であり、その第八条一項は、第四条の特則規定として位置づけられ、「知的財産権侵害から発生する契約外債務は保護が要求される国の法による」と定める。第二に、第八条三項は、当事者による法選択に関する規定である第一四条の適用を排除している。第三に、第二六条は公序則であり、「本規則が定める国の法律の適用は法廷地の公共政策と明らかに反する場合に限り、その適用を拒否することができる」と規定している。第四に、第二八条は他の条約との関係に関する規定であり、ローマII規則が採択された時点で、契約外債務に関する抵触規則を含む、既に締結された条約を優先させると定めている。

4 各法源の適用関係について

第一に、共通法は、原則として、条約が適用されない場合において適用される。現在、著作権の準拠法について共通法上の規定がないものの、前述した知的財産法の規定が準拠法の決定に一定の影響を及ぼしている。

第二に、条約法において、著作権に関するベルヌ条約では、一般的に保護国法を基準とした抵触規則（第五条二項）が適用され、例外的に芸術品統一性（第二条七項）、保護期間比較制度（第七条八項）および追及権（ *Droit de suite*）（第一四条の三）の問題では部分的に「本国」法が指定されることがある。また、著作隣接権に関するローマ条約やWIPO実演・レコード条約では、「本国」法を特定する規定がない。

第三に、共同体法において、ローマII規則第八条一項は保護国法を連結点とした抵触規則であるが、その適用範囲は知的財産権の侵害という事項に限定されている。その意味では、著作権侵害以外の事項が、同条の適用範囲に入るかどうかは問題となる。また、第二八条は他の条約との関係について、先行する条約の適用を優先させると規定している。特に、著作権侵害の場合、ベルヌ条約第五条二項が抵触規則と見なされれば、常にベルヌ条約が適用される見込みである。

このように、共通法、ベルヌ条約、ローマII規則はそれぞれ異なる適用範囲を持っているが、ベルヌ条約が依然として主要な法源となっている。また、共通法の学説は、ベルヌ条約やローマII規則における保護国法の解釈を補完する役割を果たしている。

(二) 関連判例

本節では、著作権の準拠法に関する関連判例について簡潔に紹介する。

1 フランス共通法を根拠とした破毀院判決

(1) *Le Chant du Monde* 判決⁽⁸⁾ (一九五九年)

ア 事実の概要

ロシアの作曲家の作品が、著作者Xの許諾を得ずに、Yによってフランスで映画作品に使用され、Xはフランスで保護されているため、当該映画作品の使用は著作権侵害に該当すると主張し、差止請求および損害賠償請求訴訟を起こした。一方、Yは、これらの作品はパブリックドメインにあると主張した。また、当時、フランスとロシアは著作物の保護に関する条約を締結していなかったため、ロシアの著作者はフランスでその権利を行使する権利を持つかが問題となった。

イ 裁判所の判断

破毀院は、まず、外国人の地位に関しては、外国人著作者が法律で明確に否定されていない限り、フランスですべての権利を享受できることを確認した。次に、法の抵触の問題に関して、「Xおよびその著作権の譲受人である会社『Le Chant du Monde』が、著作物の本(源)国であるソビエト連邦の法律から係争中の文学作品に関する私権(droits pives)を得たと判断し、フランスで保有する権利の侵害に対する民事上の保護は、著作物の最初の出版地または演奏地によって区別されないフランス法に基づいて行使されるべきである」とされた控訴審判決を支持し、Yによる上告を棄却した。

(2) *Huston* 判決 (一九九一年)⁽⁹⁾

ア 事実の概要

アメリカ人の映画監督・脚本家Aとアメリカの映画制作会社Yとの間に、職務著作に関する合意に基づき制作された白黒映画「Asphalt Jungle」(以下「本件映画」)がYによってカラー化され、フランスで配信されることに対し、X

(Aの遺族である配偶者および本件映画の共同監督)は、著作者人格権に基づいてYを相手取り、差止請求訴訟を起こした。
イ 裁判所の判断

破毀院は、(現行)フランス知的財産法第L. 111の四条および第L. 112の一条は「強行法規 (lois d'application impérative)である」と指摘し、これにより、「前者によれば、フランスにおいては、文学的または美術的著作物の同一性は、その著作物が最初に公表された国に関わらず、侵害されない。後者によれば、著作者は、その創作の事実のみによって、その利益のために授与された著作者人格権を有する」と判断し、Xの請求を棄却した控訴審判決を破棄し、本件を差し戻した。

2 ベルヌ条約第五条二項を根拠とした破毀院判決

(1) *Siso*判決⁽¹⁰⁾ (11001年)

ア 事実の概要

X (*Siso*社)は、フランスで設立されたソフトウェア開発企業である。CorexというDOS/MVS移行ソフトを開発していた。Xの元社員であるY₁の創業者が同じ機能を持つソフトウェアを開発した。Y₁はそのソフトの利用権をイギリスのY₂に譲渡し、さらにY₂はスウェーデンのY₃にライセンスを与えた。その後、XはY₁、Y₂およびY₃を相手取り、著作権侵害を理由に訴えを提起した。パリ控訴院は、ベルヌ条約第五条二項に基づき、各侵害行為に対してオランダ法、イギリス法、スウェーデン法をそれぞれ適用することを示した。

イ 裁判所の判断

破毀院は、ベルヌ条約第五条二項にいう「保護国法」とは、「本(源)国法または法廷地法」を指すのでなく、「不法行為地法 (loi du lieu du préjudice)」であるというパリ控訴院の判断を認め、「行為が行われた地が複数である場合に

において、『損害発生地 (lieu du préjudice)』の法律であるフランス法は、フランスとのより密接な関係がない限り（あるいは証明されていない限り）、当該紛争の全体を規律することができない」と判断し、控訴審判決を支持して上告を棄却した。

(2) *Lanore* 判決⁽¹⁾ (二〇〇七年)

ア 事実の概要

X (アメリカ国籍) は、アメリカ人アーティストで、小説「TIDEWORKS」(一九九五年にアメリカで登録されたが未出版) の著者である。Y₁ はフランスで設立された出版社で、Y₂ はフランスで設立された映画配給会社である。Y₃ はアメリカで設立された映画制作・配給会社であり、Y₂ の親会社である。Y₃ が映画「WATERWORLD」(以下「本件映画」) を製作し、一九九五年一月二五日からY₂ を通じてフランスで配給した。また、Y₁ は一九九五年一月二日に出版した「HORS COLLECTION」に本件映画の脚本に基づく小説(フランス語版であり、映画の写真が豊富に掲載されている) を掲載した。X は、これらの事実を知り、本件映画が自分の小説である「TIDEWORKS」を剽窃したものととして、本件映画の配給および脚本の掲載によって自分の著作権が侵害されたと主張し、Y₃ を相手取り、パリ大審院に損害賠償請求訴訟を提起した。

イ 裁判所の判断

破毀院は、控訴院の判断と同様に、「保護が要求される国の法は、損害が発生した国の法律ではなく、侵害行為が発生した国の法律であり、賠償を支払う義務は、これらの行為から生じうる結果に過ぎない」と判断し、準拠法はアメリカ法であることを確認し、フランス法の適用を主張するXによる上告を棄却した。

(3) *aufeminin.com* 判決⁽²⁾ (二〇一二年)

ア 事実の概要

X₁ (ドイツ国籍) は、フランス (パリ) に住所を有する写真家である。二〇〇一年、モロッコで開催されたマラケシュ映画祭で、歌手の Patrick Bruel の写真 (以下「本件写真」) を数枚撮影している。X₂ は、フランスで設立された会社で、X₁ の取材費を提供し、本件写真の販売も委託されている。本件写真は、X₁ の同意を得てベルギーの新聞に掲載された。Y₁ は、フランスで設立され、インターネット関連のサービスと製品に特化した会社であり、主に検索エンジン、オンライン広告関連の事業を行っている。Y₂ は Y₁ の親会社であり、アメリカ (カリフォルニア州) に設立されている。二〇〇八年一月一日、X₁ は、「Aufeminin.com」というウェブサイトを (以下「本件サイト」) で本件写真が転載され、また、Y₁ が運営する検索エンジンによって本件写真が検索できるようになっていることを知った。そのため、X₁ は、Y₁ を相手取り、本件侵害行為につき、パリ大審院に差止請求および損害賠償請求訴訟を提起した。

イ 裁判所の判断

Y₁ が提出した上告理由である「フランス法ではなく、アメリカ法を準拠法とすべき」という主張に対する破毀院の判断は、ベルヌ条約第五条二項に依拠しており、その判断根拠として、Y₁ のサービスがフランス語で書かれたテキストを使用し、フランスの公衆を対象とし、URL アドレスが「.fr」であることから、Y₁ のサービスの目的性と受信地、およびそれらへの接続がフランスと実質的に関連していることを挙げ、これを理由にフランス法の適用を認めた控訴審判決を支持した。

(4) ABC News 判決⁽¹³⁾ (二〇一三年)

ア 事実の概要

X は、アメリカのテレビ局である Y を運営する ABC ニュース・インターコンチネンタル社にレポーター・カメラマンとして入社し、その後、パリ支局に配属されたが、二〇〇四年に Y によって整理解雇された。X は、元使用者である Y を相手取って、解雇を不服として労働審判所に提訴し、給与や補償金を請求するとともに、自らは雇用契約に

基づき作成した報道（以下「本件著作物」）の著作者であると主張し、Yによるレポートやドキュメンタリーの無断使用についてXの経済的・精神的権利の侵害を主張した。これに対し、Yは、本件著作物が、アメリカ法の保護の下で制作されたものであるため、アメリカ法に基づき、Yが本件著作物の原始的所有権を有すると主張した。

イ 裁判所の判断

破毀院は、「著作権の享有および行使は、いかなる形式的要件にも服さないものであり、著作物の本国における保護の有無とは無関係である」と説明し、「著作物の著作権の原始的帰属の決定は、ベルヌ条約第五条二項に従い、保護が要求される国の法による」と判断し、ベルヌ条約には著作権の原始的帰属に関する抵触規則が存在しないことを理由に、共通法を根拠として準拠法を決定した控訴審判決を破棄した。なお、Xは雇用契約の準拠法（フランス法）の適用も主張したが、破毀院はそれを認めなかった。

3 ローマⅡ規則第八条一項を根拠とした下級審裁判例

現在まで、フランスにおいて著作権侵害につきローマⅡ規則第八条一項を根拠として判断した破毀院判決が存在しないため、以下で最近の下級審裁判例を一つ取り上げて紹介する。

(1) パリ司法裁判所二〇二二年四月一日判決¹⁴⁾

ア 事実の概要

Xは、デンマークで設立されたソフトウェア開発会社である。二〇〇四年にAとBと共に開発したX社ソフトウェアは、Xにそのソフトウェアの権利が譲渡された。Yは、CおよびDによってフランスで設立され、オーディオビジュアルプログラムの制作と監督を業とする会社である。X社ソフトウェアに関する情報は二〇一三年五月にDからXに伝えられ、その後Dはデンマークを訪れ、X社ソフトウェアの動作を観察し、二回のトライアルに参加した。二

○一八年三月に、Xは、Yが運営するウェブサイトで、生放送番組や放送制作に使用されるソフトウェア（以下「Y社ソフトウェア」という）を発見した。このソフトウェアはX社ソフトウェアと同様のユーザーインターフェイスを備えている。そこで、Xは、Yを相手取って、パリ司法裁判所に著作権侵害（予備的に不正競争と寄生行為）に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。

イ 裁判所の判断

パリ司法裁判所は、ローマII規則第八条一項を適用し、*Lanone*判決を引用しつつ、「保護が要求される国の法律」は「侵害行為が発生した国の法律である」と明確に判示した。さらに、「YがX社ソフトウェアのフランス内販売によってY社ソフトウェアの模倣行為であると主張したため、この点ではフランス法が適用される」と判断し、Xによる請求を認容した。

4 小 括

第一に、共通法が根拠とされたリーディング・ケースである *Le Chant du Monde* 判決は、①原則として、全ての外国人はフランスにおいて、法律上明確に否定されていない「私権」を享受することを著作権の問題につき一般化し、②著作権は著作物の本（源）国法によって「私権」を得た場合において、フランス知的財産法を適用し、著作権保護に関する条約関係のない国の著作物の著作物を保護することを明確した。また、*Husson* 判決は、著作人人格権について、通常の連結によって準拠法を決定するのではなく、著作人人格権の保護に関するフランス知的財産法を国際的強行法規とみなし、直接適用することとした。

第二に、ベルヌ条約第五条二項が根拠とされた四つの判決につき、まず、*Sisto* 判決は、①同項にいう「保護国法」を明確に「不法行為地法」と解釈し、また、②不法行為が複数の地で行われる場合において、より密接な関係性

が証明されない限り、いずれの「損害発生地法」も紛争全体を規律する権限を有しないと判断した。次に、*Lanmore* 判決は、「保護国法」を「不法行為地法」と解釈する *Sisco* 判決の立場を踏襲しつつ、侵害行為と損害が異なる地に存在する場合においては、「保護国法」につき、「損害が発生した地」を指すのではなく、「侵害行為が行われた地」を指すことを判断した。さらに、*aufeminin.com* 判決は、インターネット上の著作権侵害において、保護国法を解釈する際に、①ウェブサイトで使用される言語、②ウェブサイトのドメイン所属国、③ウェブサイトにアクセスする可能性に関する状況などの要素を考慮した上で、フランスとの実質的関連性があるとして、フランス法を適用した。最後に、*ABC News* 判決は、著作権の原始的帰属について、共通法ではなく、ベルヌ条約第五条二項を根拠として「保護国法」を適用することを明確に判断したものである。

第三に、ローマII規則第八条一項が根拠とされたパリ司法裁判所二〇二二年四月一五日判決は、同項にいう「保護国法」について、従来のベルヌ条約第五条二項を根拠とした *Lanmore* 判決の立場を踏襲し、侵害行為が発生した地の法を適用した。

ここで注意すべきなのは、①各法源の適用関係について、ローマII規則第八条一項の解釈はベルヌ条約第五条二項の解釈に依拠しており、また、ベルヌ条約第五条二項の解釈は共通法における解釈に依拠していること、②保護国法について、判例上、それを不法行為地法と解釈しているため、著作権の準拠法と不法行為準拠法との理論的整合性が問題となること、③ここで挙げられた事件類型がある程度限られているため、各法源自体の適用範囲に関する問題は顕在化されていないものの、理論的には問題があること、などである。

三 学説の状況

(一) 概説

著作権の準拠法について、学説において長く議論されてきた。その議論の多くは、著作権による独自の性質について考察することにより、一つの単位法律関係として国際私法による解決方法を探るといふ視座から行われている。

学説において著作権自体の準拠法に関する原則論として、従来、本(源)国法説が強く主張されていた。その後、著作権に関する具体的な事項を分類し、本(源)国法および保護国法がそれぞれ一部の事項を規律するとする見解(以下、「混合適用説」という)は多数説となった。最近、保護国法説が有力となっている。一方、著作者人格権、衛星放送に関する権利や隣接権などの事項については、原則論の枠組みとは別に、個別の議論が存在している。そこで、本章では、まず、著作権自体の準拠法に関する原則論を紹介する(二)。次に、衛星放送に関する権利、隣接権一般および著作者人格権などの個別の議論を紹介する(三)。

(二) 著作権自体の準拠法に関する原則論

本節では、本源国法説、保護国法説および混合適用説について順に紹介する。

1 本(源)国法説

本(源)国法は如何なる基準で特定するかについて、論者によって解釈が異なっている。学説を細かく分けると、既得権説(1)、著作物の創作地法説(2)、著作物の本源地法説(3)、著作物の本国法説(4)、著作者が選択した地の法説(5)な

どが挙げられる。以下では、これら学説について順に紹介する。

(1) 既得権説

既得権説によれば、各国は自国の法を適用しつつも、他国の法によって取得した権利を尊重するべきであるとされている。この説の主な根拠として、①著作権の属地主義の原則により、著作権は国ごとに授与された独占権であり、通常、その運用は本(源)国の規定に従い、その国の領域内で行われるべきであること⁽¹⁵⁾、②ある国の領域において外国人著作権者が行使しようとする権利は、著作物が国境を越えた際に新たに成立する権利ではなく、著作物の本(源)国で既に取得した権利であり、その権利の行使は本(源)国法による授權を取得したことを前提とすること⁽¹⁷⁾、などが挙げられる。

しかし、既得権説を採用しても、外国で権利の取得がどの法律に基づくものなのかについては解決されていない⁽¹⁸⁾。また、本(源)国での最初の権利取得と同時に、他国で新たな権利を取得することができ、最初の出版地を仮定しようとしても、出版地の選択は権利者の意思によるため、最初の権利取得地という連結点が安定的ではない⁽¹⁹⁾。このような問題点を持つことから、既得権説は、現代のフランスの学説ではもはや多くの支持者を得ていない。

(2) 著作物の創作地法説

著作物の創作地法説は、著作物の創作行為に焦点を当て、その創作地を本(源)国法と見なす説である⁽²⁰⁾。創作地とは、国内法による著作物の起源を指す定義を国際私法に適用したものである。この説による主な根拠は、創作行為が著作物の思想を具現化する行動であり、著作権制度の基盤となっていることである。

しかし、この説に対する批判として、国際著作権を国内著作権と同視することができないことが挙げられる。具体的に言えば、国際著作権法は、著作者となる者が各国で著作権を主張する権利に主眼を置いているため、創作行為(すなわち、権利を発生させる行為)は国際著作権法の文脈における主要な部分ではないことが指摘される⁽²²⁾。また、創作

行為が行われた場所を特定することも困難である。⁽²³⁾

(3) 著作物の本源地法説(著作物の所在地法説)

著作物の本源地法説は、物権準拠法に基づき、権利の客体である著作物の所在地法を適用すると主張している。この説では、著作物の無体性を考慮し、その所在地を擬制的に解釈する必要があるとされる。具体的には、擬制的な所在地とは、著作物が初めて公表された場所、つまり著作物が永遠に存在すると見なす場所である。⁽²⁴⁾

しかし、この説に対する批判として、法的擬制に依拠することは、著作物の実際の状況を調査できない場合にのみ許容されるべきであり、法的関係の所在地が、専ら擬制的な基準に委ねることは適切ではないことが挙げられる。⁽²⁵⁾

(4) 著作物の本國法説

著作物の本國法説は、フランス知的財産法第L. 111の四条(互惠原則)に基づく説であり、「著作物の本國法」を「著作物の最初の公表地」と定義している。⁽²⁶⁾ 主な根拠として、第L. 111の四条は、「外国」の作品に関する権利の享有に関係しているため、それを一方的抵触規則と理解した上で、さらに双方化することで著作権の準拠法を決定できることが挙げられる。⁽²⁷⁾

この説に対する批判として、①抵触規則は、外国人地位および互惠条件に関する実質法規定とは独立しており、そもそも第L. 111の四条を一方的抵触規則とみなすことができないこと、⁽²⁸⁾ ②フランスでは、互惠条件に関する実質法規定に依拠して準拠法を決定した先例がないこと、⁽²⁹⁾ などが挙げられる。

(5) 著作者が選択した地の法説(著作物の最初の出版地法説)

著作者が選択した地の法説は、著作者による出版行為に着眼し、著作者が選択した最初の出版地の法を適用すべきであると主張する。その根拠として、①著作者が国を選んで著作物を出版することは、その国で成功したいという希望を刺激されたからであること、⁽³⁰⁾ ②著作物は、出版行為によって初めてその地にある財産として現れるため、その地

の法は当該著作物の利用について規律すべきであること、⁽³¹⁾ ③著作権を外に表現する出版行為によって社会的な価値を持つようになること、⁽³²⁾ ⑤著作物は出版によって初めて第三者による利益をもたらす財産となるため、出版地法は著作者および公衆を規律することが妥当であること⁽³³⁾などが挙げられる。

この説に対する批判として、①出版地の選択は必ずしも著作者による任意の意思⁽³⁴⁾あるいは現実の意思⁽³⁵⁾(結局、仮定的な意思の場合が多い)を反映しているとは限らないこと、②この説は公衆を特定の領域に関連付けているが、この点が芸術の分野では意味を持たないこと、⁽³⁶⁾ ③A国で初めて出版された著作物がその国の法律に連結するのに対し、その後B国で出版される場合においてB国の公衆を「別の公衆」とする理由は何かについて説明されていないこと、⁽³⁷⁾ ④著作物の出版によって持ち始めた「社会的な価値」は出版地に限定するべきでなく、著作物の普遍性に配慮する必要があること、⁽³⁸⁾ ⑤特定の国で著作物を出版することによる国との結びつきは、デジタル時代において時代遅れであること⁽³⁹⁾などが挙げられる。

2 保護国法説

保護国はいずれの地を指すかについて学説上の見解が分かれている。具体的には、法廷地法説(1)、著作物の所在地法説(2)、不法行為地法説(3)などが挙げられる。以下では、これら学説について順に紹介する。

(1) 法廷地法説

かつては、多くの学者は、著作権に関する問題について抵触規則の運用から離れ、保護国法が法廷地法から切り離せないものであることを暗に示していた。⁽⁴⁰⁾ このような理解は、抵触法のアプローチではなく、むしろ裁判実務や知的財産法における互恵原則を分析することによって根拠付けられている。

第一に、*le chant du monde* 判決が下される以前は、裁判実務において外国人の地位に関する規定と法廷地法(フラ

ンス法)の組み合わせが一般的であった。具体的に言えば、外国人著作家がフランスでその著作権を享受する権利があるかどうかが問題の核心であるとされている。その権利がある場合は、フランス法を直接適用し、それが無い場合は、その著作権に対する保護を拒否すべきであるとされる⁽⁴¹⁾。ただし、これらの権利の享受は、著作家の本国における状況によって判断される。このような権利の存在と行使の区別は、「二重保護の原則 (principe de «double protection»)」に由来する。この原則は、フランスで著作権を享受するためには、外国の著作家がその本国において同じ権利を享受することを条件とすることを意図していた。

第二に、知的財産権法第L. 111の四条にいう互恵原則の明文は、法廷地法の適用という理解を更に強化したと考えられる。この条文は、著作物が最初に公表された地を基準にし、もし他国がフランスで初めて公表された著作物に保護を与えない場合、フランスで初めて公表された著作物に対してはその国の法律による保護を認めないと規定している。この論理構造の中で、法廷地法の適用が暗黙的に前提とされている。

しかし、これらの理由により法廷地法を抵触規則の連結点として推定することに疑問が呈されている。主な批判点として、①法廷地法が正当に適用されるのは、法律関係が刑事責任または手続的権利として性質決定される場合に限られること⁽⁴²⁾、②この解釈は、外国人の地位に関する規定と抵触規則を混同していること⁽⁴³⁾ (この混同は、国際的な著作権保護における国民待遇原則を誤解している)、③司法管轄権と立法管轄権の混同⁽⁴⁴⁾ (通常、法廷地が不法行為の発生地と一致する可能性が高いが、この観点から、法廷地法は他の連結点や不法行為地法を遮蔽してしまう可能性がある)、④フォーラム・ショッピングをもたらす可能性⁽⁴⁵⁾、⑤司法管轄権に基づく立法管轄権の分散などが挙げられる。こうした強い批判の下、現在の説の支持者は見当たらぬ。

(2) 著作物の所在地法説

著作物の所在地法説は、著作物の所在地を保護国法と解釈する説である。主な根拠として、①著作物の偏在性を持

つことは、普遍的な特定（すなわち、創作という事実から著作物は各国の領域に所在すると認めること）を要求し、ある国の領域で権利が侵害された場合にその国の法律が所在地法として適用されるのは合理的であること、⁽⁴⁷⁾ ②著作物の所在に対する普遍的な特定は厳格な属地主義の原則に適合すること、⁽⁴⁸⁾ などが挙げられる。

この説に対する批判として、①厳格な属地主義の原則は時代遅れであること、⁽⁴⁹⁾ ②所在地法の適用は、著作物の普遍的な所在地の擬制と各国の著作権法の属地適用という前提に基づいているが、特定の連結点を提供していないこと、⁽⁵⁰⁾ ③この立場が著作権を純粋な財産権として捉えており、著作物の原始的帰属に関する問題やロマン・ゲルマン系における精神的権利の根本的地位を軽視していること、⁽⁵¹⁾ などが挙げられる。

上述②の批判に対処するために、この説は、著作権が侵害された国の法や法廷地法を連結点として提案している。⁽⁵²⁾ しかし、著作権が侵害された国の法を基準とする提案に対し、実際に連結点としての役割を果たしているのは所在地法ではなく、不法行為地法であり、著作権侵害以外の場合に連結点をどのように特定するかについても具体的に示されていないという指摘がある。⁽⁵³⁾

(3) 不法行為地法説

ア 根拠および批判

不法行為地法説は、保護国法の解釈における多数説であり、保護国法を不法行為地法と解釈している。主な根拠として、①著作物は、「財産」というより、むしろ「請求権」の側面があること⁽⁵⁴⁾（すなわち、著作権者が著作物を提供して合法的な報酬を受け取る権利を有し、他者によって不正に侵害される場合、著作権者に損害賠償を求める権利を与えるべきであるということ）、②不法行為地法への連結は、著作権関連の問題に対して一貫性のある準拠法を決定することができること⁽⁵⁵⁾と、③不法行為地法は、著作権者と権利侵害者の双方にとって予測可能性が担保されること⁽⁵⁶⁾、などが挙げられる。

この説に対する批判として、①不法行為地法は、権利の消極的行使のみを考慮しているが（すなわち、不法行為地に

よる連結は権利侵害の存在を前提としていること)、著作権は、著作権は単なる請求権だけでなく積極的な介入が必要とされるため、保護国法を不法行為地法と同視することが妥当ではないこと、⁽⁶⁷⁾ ②保護地法が「規範的要素」、であるのに対し、不法行為地法は「事実的要素」であるため、この両者は実際に異なっていること、⁽⁶⁸⁾ ③不法行為地法の適用は、準拠法決定の重心が不当に著作権者から権利侵害者に移されること、⁽⁶⁹⁾ などが挙げられる。

①の批判に対する反論として、不法行為地法は、権利の侵害とそれらの権利の積極的行使(すなわち権利の利用)の両方を包含する広範な範囲を持っており、知的財産権問題は、権利の侵害というよりも、より広範に権利の利用が関係していること、⁽⁶⁰⁾ 国際私法の視点から、不正競争について不法行為準拠法が既に役割を果たしており、かつ、著作権の制度は、権利侵害の予防と損害填補の両方の機能を有する不正競争制度との類似性があること、⁽⁶¹⁾ などが挙げられる。また、③の批判に対する反論として、不法行為地法への連結は、準拠法を決定する重心が著作権者から権利侵害者に移されることなく、著作物の保護および利用に重心を置くことが挙げられる。⁽⁶²⁾

イ 著作権侵害における不法行為地法に関する解釈について

従来、不法行為の種類について、学説において、古典的な単一不法行為のほか、①複数の地で行われた一連の不法行為と②一つの地の不法行為が他の地における損害による賠償責任の原因となった場合という二つが想定される。

①の場合は不法活動の一部 (parcelles d'activités délictuelles) と定義され、一つの不法行為を構成する各要素の分離に該当せず、複数の独立した不法行為が成立しうるため、各不法行為につき準拠法を適用する必要がある。一方、②の場合、単一の分離不法行為 (délit unique dissocié) と定義され (学説上、「複雑不法行為 (délit complexe)」とも呼ばれる)、不法行為を構成する各要素の空間上の分離が想定され、原因事実発生地と損害発生地が連結点としての取捨選択の対象として問題になる。

著作権における属地主義の原則は、著作権が特定の領域ごとに存在し、それぞれの場所で保護されるため、著作権

侵害の分析は通常、②ではなく、①の視点から行われるべきであるとされる⁽⁶⁵⁾。しかし、②に該当する著作権侵害がないわけではなく、特に、著作物の伝達などの場合（衛星放送やインターネット上の送信）において問題となる⁽⁶⁶⁾。

(ア) 不法活動の一部

著作権侵害が①として分析される場合においては、原因事実発生地法と損害発生地法との関係が主要な問題にはならず、その代わり、各保護国法の間で準拠法の競争関係が発生する。こうした状況では、各不法行為につき異なる法を適用すれば、例えば、A国で作者の許諾なく著作物を複製することはA国法の下では合法とみなされるが、複製された著作物を輸入することはB国法に反するような事態が生じうる⁽⁶⁷⁾。この点については、最初の侵害行為が行われた地の法を適用する説と、主要な原因事実の発生地の法を適用する説がある⁽⁶⁸⁾。しかし、これらの説に対する批判として、①複数の不法行為を規律する一つの準拠法を決定する基準が明確ではないから、予測可能性が確保されていないことおよび②審理結果に矛盾が生じる可能性などが挙げられる⁽⁶⁹⁾。

(イ) 複雑不法行為

一方、著作権侵害が②として分析される場合においては、この競争関係は原因事実発生地法と損害発生地法の間で生じることになる。保護国法を不法行為地法と解釈すると、従来の不法行為に関する議論と著作権侵害の解釈の整合性が問題となる。学説では、著作権侵害における不法行為地の解釈に関して、原因事実発生地法説（A）、損害発生地法説（B）、近接性の原則（C）、ターゲット理論（D）という見解がある。以下では、各学説について紹介する。

A. 原因事実発生地法説

この説による主な根拠として、①著作権が授与される権利であり、不法行為責任が主として制裁機能を有するという観点から、保護国法を「保護請求の原因となる事実の発生地」として考えるのが適切であるとされていること⁽⁷⁰⁾、②損害が発生した地の法への連結を採用すると複数の法が適用され、新たな法律適用に関する不都合が生じる恐れがあ

ること、③ (特に放送事業者に関して) 予見可能性が確保されること、などが挙げられる。⁽⁷²⁾

この説に対する批判として、①原因事実発生地を操作するリスクがあること、②著作権保護の中心が排他的権利の所有者を保護することであり、この説を採れば、侵害者の利益を優先させる可能性があること、⁽⁷³⁾③複数の損害発生地法の適用が国際私法における他の分野で採用される例があり、特別な処理を必要がないこと、⁽⁷⁴⁾④侵害者が放送の対象となる国の法を調査することが可能であり、損害発生地法の適用が侵害者の予見可能性を損なうことはないこと、⁽⁷⁵⁾などが挙げられる。批判①に対し、法律詐欺 (法律回避) による例外 (de l'exception de fraude a la loi) によって修正される⁽⁷⁶⁾ことが可能であるとの反論があつた。⁽⁷⁷⁾しかし、原因事実が法的関連性を有する地に所在する場合、法律詐欺の意図を証明するのが困難であることが指摘されている。⁽⁷⁸⁾

B. 損害発生地法説

損害発生地説は、著作権についても、一般的な不法行為責任におけるガイドラインから不法行為地法の解釈を損害発生地法側に傾ける必要があると説明している。⁽⁷⁹⁾具体的には、被害者の利益が影響を受ける国、すなわち被害を受ける国であると説明している。主な根拠として、①著作物の伝達的重要性 (その後の利用に大きく関与するため)、⁽⁸⁰⁾②文学的・芸術的財産において「過失」よりも「損害」の重要性が高いこと、⁽⁸¹⁾などが挙げられる。しかし、この説に対する批判として、特にユビキタス侵害における損害発生地法のモザイク的適用をもたらし、デジタル時代における著作物の国際的利用を妨げることが挙げられる。⁽⁸²⁾

C. 近接性の原則

近接性の原則は、不法行為における解決方法の一つであり、原因事実発生地法と損害発生地法の優先ではなく、特定の基準により近接性を有するほうを適用するとされている。著作権に関しては、①当事者の関係を重視し、両者の居住地、関係が中心である場所、両者の活動や投資、主要市場などを考慮して、紛争と密接に関連する法を指定す

る見解⁽⁸³⁾、②侵害者や侵害の原因に焦点を当てる見解⁽⁸⁴⁾、③権利者の国籍、著作物の本国、さらには裁判官が所属する法秩序など、他の要素も考慮する見解⁽⁸⁵⁾がある。一方で、被害者の国籍や裁判所の管轄が実質的意味を持たないとする見解⁽⁸⁶⁾や、権利者の住所や居住地を考慮すべきとする見解⁽⁸⁷⁾もある。

D. ターゲット理論

ターゲット理論は、特に損害発生地法をモザイク的に適用することを提唱する学者によって主張されている⁽⁸⁸⁾。この理論によれば、ある行為があらゆる方向に影響を及ぼす可能性があっても、それが特定の場所に効果的に「向けられる」場合にのみ考慮されるべきだとされている。具体的な基準として、使用される言語、支払通貨、ドメイン名の地理的識別、広告メッセージの出所や内容、配信場所などが挙げられる。そして、放送事業者の主観的意図とは関係なく、客観的な「影響」に焦点を当てるべきであるとされる⁽⁸⁹⁾。この理論に対する主な批判は、インターネット上の著作権侵害が通常、作品の伝達やアクセス可能性から生じるため、実際にはそれが表現であり、言語を基準にして意図を判断すると、曖昧さが生じる可能性があるということである⁽⁹¹⁾。

3 混合適用説

混合適用説は、著作権に関する問題について、分割 (Dapeçage) を認めた上で、本 (源) 国法と保護国法がそれぞれ著作権に関する事項の一部を規律するとしている。また、前述した *Le Chant du Monde* 判決がこの説を採用しているとい一般的に評価されている。以下では、混合的適用説について紹介する。

(1) 分割 (Dapeçage) の可否について

一般的には、著作権の準拠法について分割 (Dapeçage) を認めるのは、国際的な判決の調和や著作物の国際貿易の促進といった理由がある。これは、権利の存在については、本源国法の適用によって比較的に安定した規律ができる

ためである。一方で、保護国法への単一連結を採用すると、国ごとに権利の存在に関する法律が異なるため、国際的な著作物の利用に支障が生じる。

しかし、分割 (Dépeçage) に対する批判として、①各国の実質法が権利の存在に関する規定で大きく異なるというのは仮定的に過ぎないこと⁽⁹²⁾、②知的財産権は著作権者が利用者に配慮して付与された一連の特権であるため、権利の存在と行使を分割することが人為的であり、これらの権利体系の統一性を否定していること⁽⁹³⁾、③国際的な判決の調和を重視すれば、むしろ本 (源) 国法への単一連結を採用した方が望ましいこと⁽⁹⁴⁾、④このような国際的な判決の調和が自明なことではなく、実現には多くの国が混合適用説を採用していることが前提であること⁽⁹⁵⁾などが挙げられる。

(2) 分割 (Dépeçage) の基準について

混合適用説における分割 (Dépeçage) の基準について、権利の存在と行使の二分法を採用している。この説によれば、権利の存在に関する事項 (例えば、著作物の保護可能性、権利者の確定、原始的帰属、権利期限) については本 (源) 国法が、一方、権利の行使に関する事項 (例えば、著作財産権、著作人人格権、著作権に関する強制許諾、権利行使の例外) については保護国法が適用されることになる。

(3) 連結点を採用する根拠および解釈

それぞれの連結点を採用される根拠は次のとおりである。第一に、本 (源) 国法の場合は、①著作権の偏在性と無方式主義に基づき、権利が行使された時点で初めて有効となること⁽⁹⁶⁾、②著作権は、法的関係が最初に法的価値を与えられた場所から由来するため、本 (源) 国法において法律が著作権の存在を認めていることが不可欠であること⁽⁹⁷⁾などが挙げられる。第二に、保護国法の場合は、①著作権行使の二重性から不法行為地法が一定の地位が付与され⁽⁹⁸⁾、②不法行為地法が保護国法と一致していること⁽⁹⁹⁾、などが挙げられる。

連結点の解釈については、第一に、本 (源) 国法の場合は、著作物が公表 (publication) されていない場合と公表さ

れた場合を区別し、前者については、「権利者が最初の権利主張地の法」⁽¹⁰⁾（積極的に権利主張をしない場合は、最初の消極的な権利主張をする地の法を適用する）⁽¹¹⁾、後者については、公表が行われた地の法と適用する。⁽¹²⁾ 第二に、保護国法の場合には、著作権の積極的行使と消極的行使を分類した上で、前者については「権利が主張された地の法」、後者については「権利が侵害された地の法（＝不法行為地法）」が適用されることになる。⁽¹³⁾

(三) 著作権の準拠法に関する個別の議論

本節では、著作権における特定の事項の準拠法に関する個別の議論を紹介する。具体的には、衛星放送に関する権利の準拠法、著作隣接権一般の準拠法および著作者人格権の準拠法について順に紹介する。

1 衛星放送に関する権利の準拠法

本来、衛星放送に関する権利の準拠法について、国際的な議論においては発信主義と受信主義との対立が存在している。フランス知的財産法第L. 一二二の二条三項、第L. 一二二の二の一条、L. 一二二の二の二条、L. 一二二の二の三条、L. 一二七の一条およびL. 一二七の二の一条は、EU法（Directive CabSat I⁽¹⁴⁾）から国内法に移植したものであり、これらの規定によると、フランスからの発信による上演・演奏が、フランス知的財産法によって規律されるとなっている。これは、従来の国際的な議論で採用されてきた発信主義の傾向を示している。

(1) 第L. 一二二の二条三項

この規定は、「著作物を衛星に向けて発信することは、上演・演奏と同一視される」と定め、学説では「注入理論（*théorie de l'injection*）」とも呼ばれる。それが抵触規則の効果を持つかどうかという議論があり、つまり、衛星に信号を注入した時点から権利侵害が発生するとされるため、権利侵害の発生地もしくは不法行為地は当該注入行為が行わ

させるといふこの原則は、ほとんどの論者に支持されている。⁽¹⁰⁾

衛星放送の著作権や著作隣接権に関して、送信国の法を適用する抵触規則が認められると、次にその抵触規則の解釈と適用範囲が問題となる。例えば、①送信国法が適用される範囲は、権利の行使に限られるのか、それとも権利の存在（保護可能性、権利者の確定や保護期間など）も含まれるのか、②衛星放送以外の伝達権（droit de représentation）（例えば、インターネット上の一般公衆送信）にも適用されるのか、といった問題がある。

2 著作隣接権一般

著作隣接権に関する国内および国際的な保護の発展は、著作権よりも遅れている。さらに、著作権とは異なり、著作隣接権については「本国」法を指定する条約上の根拠がない。ローマII規則が施行される前に、フランス国際私法において、著作隣接権に関する準拠法に関する抵触規則がないため、著作権自体に関する国際私法の解決方法を著作隣接権に適用することができかねるかが問題となり、仮にできるとした場合において、特に本（源）国法が適用されると解釈上の問題が生じる。一方、ローマII規則が施行された後においては、EU範囲内であれば、知的財産権侵害に関する八条が適用されることになる。

(1) 混合適用説（類推適用）

著作権自体の準拠法における混合適用説を、著作隣接権にも適用できると主張する学説が存在する。⁽¹¹⁾ 著作隣接権の行使について保護国法を適用することが特に問題がないが、著作隣接権の存在について本（源）国法の特定を見直す必要があった。この点につき、この説は本（源）国を「レコードが最初に固定された地」と解釈している。こうした解釈は、フランス知的財産法第L. 331-1の二条に由来すると説明される。また、「最初に固定された地」の解釈として、音楽著作物については「原始的音源が録音された地」、視聴覚著作物については「その最終版が確定された

地」⁽¹¹⁾とされている。さらに、「最終版が確定された地」を確定するために、行動の重心（例えば、撮影地、契約締結地、編集地など）を探索することも主張された。⁽¹²⁾

この説に対する批判として、①知的財産法第1. 三一一の二条の対象が報酬権、私的複製権および公平報酬権といった特定の権利に限定されるため、全ての隣接権に適用することができないこと⁽¹³⁾、②この規定は、「外国実演の地位に関する規則」であり、抵触規則ではないこと⁽¹⁴⁾、③「最終版が確定された地」という曖昧な基準を採用することで、準拠法の決定が複雑化する可能性があること⁽¹⁵⁾、④著作権自体に関する従来の学説を著作隣接権に適用する場合、議論の出発点は著作権自体における本（源）国の共通法上の定義であるべきであり、知的財産法の他の規定から根拠を見出すべきでないこと⁽¹⁶⁾、などが挙げられる。

(2) 不法行為地法説

この説は、著作隣接権一般について、原則として、保護国法（＝不法行為地法）への単一連結を主張している。複雑不法行為について、原則として、損害が発生した地法を適用する一方、例外として、衛星放送に関するフランス知的財産法の規定を抵触規則として適用し、原因事実発生地法（あるいは発信地法）を適用することを主張している。⁽¹⁷⁾ 主な根拠として、①不法行為地法の適用は、（本源国法の確定との比較として）実効的かつ簡易であること⁽¹⁸⁾、②隣接権における本（源）国の確定が困難であるが、不法行為地の確定がより容易であること⁽¹⁹⁾、③損害が発生した地が権利者と経営者の双方に関連するため、予測可能性が確保されること⁽²⁰⁾、④分割（Dépeçage）を回避し、統一的な解決が図れること⁽²¹⁾、などが挙げられる。

3 著作者人格権

著作者人格権について、まず、それを①人格権一般の準拠法を適用するか、それとも、②著作財産権と同一の準拠

法を適用するかについて見解が分かれる。①説による主な根拠は、著作者人格権は人格権一般に近い属性を有するた
め、人格権一般の準拠法（不法行為地法）を適用すべきであることである。⁽¹²⁾ ②説による主な根拠は、著作財産権と著
作者人格権が密接に結びついていることである。また、著作権自体の準拠法について論者によって学説が異なるため、
②説においては見解が分かれている。

次に、フランス知的財産法は、著作物が著作者の個性の延長と考える人格主義の立場を採っているため、国際私法
上、著作者人格権の準拠法について、①フランス知的財産法を絶対的強行法規（*lois de police*）として適用すること⁽¹³⁾、
あるいは②国際的公序による例外（*exception d'ordre public international*）の適用が提案されている。この二つの説によ
る共通の根拠は、フランス知的財産権法第L. 111の四条二項が著作物の同一性および著作者の地位を互惠原則の
適用対象から排除していることであり、修正という結論を導き出す論理的構成が異なる。また、①説に対して、国際
的公序による例外を適用するほうが、外国法および国際私法の一般原則を尊重していることが指摘される。⁽¹⁴⁾

しかし、著作者人格権について、財産的権利とは別の準拠法を採用することによってもたらされた分割
（*Dépeçage*）について、①著作者人格権において独立した連結を採用することが、著作者の概念を精神的権利と財産
的権利という二つの部分に分けてしまう不合理な結果をもたらすこと（例えば、職務著作の場合、創作者が精神的権利を
有する一方、雇用者は、財産的権利を有することになってしまう）、②著作権制度の一貫性を損なう可能性があること、な
どが懸念される。

（四） 小 括

1 共通法における学説の全体像

フランスでは、著作権を一つの単位法律関係として、抵触規則の原則論について論じてきており、それを単一の連

結に焦点を当ててきた。最初の議論において、本(源) 国法説と保護国法(属地法) 説の対立があった。その後、①裁判実務における外国人地位に関する規定と抵触規則との混同、②知的財産法における互惠原則の解釈、および③条約法における本国法の部分的指定などの影響により、混合適用説が強く主張されてきた。最近では、保護国法説が有力となっている。

他方、衛星放送、著作隣接権および著作者人格権等の個別の問題について、著作権自体に関する原則論から派生した個別の議論が進んできた。まず、衛星放送について、EU法の影響によりフランス知的財産法で一方的抵触規則が導入され、原則論から離れた独自の抵触規則が形成された。次に、著作隣接権について、国内および国際的な保護の整備が遅れたため、著作権自体の準拠法に関する原則論を類推適用する問題が生じた。著作隣接権は著作権とは異なり、本(源) 国法を適用する必要な前提が欠けていたため、保護国法を不法行為地法と解釈する説が一般的に受けられる。さらに、著作者人格権に関しては、フランス知的財産法の人格主義的立場の影響や、著作者人格権が互惠原則の例外とされることにより、単一の連結を設けるか、国際的公序による例外や国際的強行法規の適用対象とするか、という問題が生じた。

2 連結点の解釈について

第一に、本(源) 国法について、その解釈は著作物に着眼している。それは、EUにおける差別禁止の原則の下に、著作者の国籍によってフランス知的財産権法の保護上の差別を生じることが疑問視されるためである。最近では、保護国法説が台頭し、本(源) 国法に関する議論は停滞傾向にある。

第二に、保護国法について、それを不法行為地法と解釈するのが多数の見解である。ただし、これに関連して従来
の不法行為に関する議論との整合性が問題視されている。不法行為の文脈では、①単一の不法行為、②不法活動の一

部、および③複雑不法行為といった類型が存在し、それに基づき分析されている。著作権侵害の場面において、①については特に解釈の問題が生じなく、②については、原則として各不法行為法がそれぞれ属地的に適用されるが、事案の性質によって単一の準拠法を適用する必要性について論じる余地がある。③については、主に衛星放送とインターネット上の著作権侵害の二つが想定される。衛星放送についてフランス知的財産権法が特別規定を設けているため、その規定が適用される。一方、インターネット上の著作権侵害の場合において、不法行為準拠法の枠内で分析されるべきであるが、学説が分かれているため、今後の議論が重要となる。

四 結 論

(一) フランスにおける議論の方向性

以上のように、フランス国際私法においては、著作権の準拠法について統一された法源が存在せず、それぞれ法源の適用関係も複雑である。しかし、各法源は基本的に保護国法を準拠法としており、学説における議論には共通性がある。この点は、フランス国際私法草案における知的財産権の特則とも整合的である。

フランスの学説は、原則として、単一の連結点によって著作権の問題を一つの国の法に送致することから展開されてきており、原則論と関連する個別の議論の関係性についても議論がされている。それは、単に解釈論に止まらず、立法論としても意義がある。最近では個別の議論が盛んであり、今後の展開に期待が寄せられている。

他方、フランス国際私法においては長い間明文の抵触規則がない状況の下で、ベルヌ条約が著作権の準拠法についての法源としての優位性を保っており、この点は、今後も続くことが予想される。ただし、ベルヌ条約およびローマ

II 規則の適用については、従来からの共通法の学説の影響が見られ、特に保護国法を不法行為地法と解釈する判例や学説の立場を根拠とするものがある。

(二) 日本法への示唆

第一に、著作権の原始的帰属について、日本における学説の議論はまだ十分ではない。また、職務著作について、それを原始的帰属の文脈で検討するアプローチと、職務著作と職務発明との制度上の類似性を考慮した上で職務著作の準拠法を独立して検討するアプローチがある。一方、フランスの学説は、まず、混合適用説における権利の存在という単位法律関係の中に原始的帰属が含まれており、その上、職務著作が原始的帰属の射程にある問題として論じているため、雇用契約の準拠法との関係性について個別的に議論することが多くない。こうした差異に鑑みれば、フランスにおける議論の枠組みは日本法への示唆の材料となる。また、フランスにおける混合適用説に関する議論から、著作権の原始的帰属につき、連結点としての本(源)国法または保護国法を採用する妥当性についても示唆が得られると考える。

第二に、著作権侵害について、日本の学説は多岐にわたるが、連結点に関する主な分岐は保護国法と不法行為地法の対立にある。この点、保護国法を不法行為地法と解釈するフランスの多数説に関する議論から示唆が得られると考える(特に、不法行為の類型に応じた著作権侵害の準拠法の適用)。しかし、フランス共通法上、著作権侵害における不法行為地法の適用に関して、原因事実発生地法と損害発生地法のいずれが優越するかについては結論が出ておらず、近接性の原則(あるいは、実質的関連性)によって判断される。この点、結果発生地法を原則的に優先した通則法第一七条とは前提が異なっている。著作権侵害の多くの場合は不法活動の一部である一方、複雑不法行為は衛星放送およびインターネット上の著作権侵害(公衆送信権侵害の場合)に限定される。不法行為の各要素の分離を前提とした通則法

第一七条を適用する場合において、「結果発生地」については、著作権の属地的な性格に従い、緩やかに解釈するほかない。また、差止請求と損害賠償請求についてそれぞれ別に性質決定を行うことは準拠法の分割をもたらすが、その可否および国際私法上の根拠も自明なことではなく、さらに議論を行う必要がある。

第三に、衛星放送（あるいは公衆送信権）について、フランス知的財産権法は一方的抵触規則を設けている。一方、日本の著作権法は、保護を受ける放送について第二節〔適用範囲〕で規定しているが、それは権利客体の範囲を画定することを目的としているため、抵触規則としての役割を果たしていない。また、放送の場合（あるいは公衆送信権）を別の単位法律関係として抵触規則を設けることに関する積極的な根拠を欠いており、原則として著作権侵害の準拠法の枠内で解釈論によって処理されるべきである。この場合において、特に通則法第一七条以下が適用される場合には、フランスにおける近接性の原則、ターゲット理論などを採用した複雑不法行為の解決策から示唆を得ることができるのであろう。

第四に、著作隣接権について、日本における議論が少ない一方、フランスの学説は、特に著作権自体の準拠法との関係性に着眼し、原則的に著作隣接権が著作権自体の準拠法の射程範囲に入るとされている。その上、創作行為を基礎としない著作隣接権の性質を考慮しつつ、原則論における本（源）国法の適用を疑問視した上で、著作隣接権の準拠法と従来議論されてきた著作権自体の準拠法との整合性が取られるように検討された。この点は、日本における今後の議論に対しても示唆が得られると考える。

第五に、著作人格権について、まず、フランスでは、それを人格権一般の準拠法と著作権自体の準拠法のいずれに従うかが議論されている。この点、日本における議論とは共通性があるため、示唆が得られると考える。次に、職務著作における著作人格権の原始的帰属や著作権譲渡における著作人格権不行使の特約などの問題に関し、フランスのような著作人格権制度を採用する国では特に問題となる。この点、フランスでは国際的強行法規あるいは国際的

公序による例外によって調整することが唱えられる。しかしこの議論は、フランス知的財産法に基づくものであり、職務創作制度を設けた日本著作権法とは前提が異なる。そのため、日本において、いかなる場合において国際的強行法規や公序則を適用できるかについては、より深い実質法上の検討と分析が必要であろう。

(1) この問題については、①根拠となる抵触規則をベルヌ条約に求める見解(道垣内正人「講演録・著作権をめぐる準拠法及び国際裁判管轄」コピライト四七二号一四頁、田村善之「著作権法概説(第二版)」(二〇〇一)五六二頁、金彦叔「知的財産権と国際私法」(二〇〇六)七八頁等)、と②それを法廷地国際私法に求める見解(元永和彦「著作権の国際的な保護と国際私法」ジュリ九三八号五八頁、石黒一憲「国境を越える知的財産」(二〇〇五)一七七頁、木棚照一「国際知的財産法入門」(二〇一八)一七四頁以下、駒田泰士「判評五八〇号(判時一九六二号)三六頁以下、横溝大「知的財産に関する若干の抵触法的考察」田村善之編著「新世代知的財産法政策学の創成」(二〇〇八)四六〇頁以下等)が対立している。

(2) 著作物の原始的帰属については、まず、学説上、①条理に基づく本源国法説(道垣内正人「櫻田嘉章編『注釈国際私法』(一)』(二〇一一)六四二頁(道垣内)、②ベルヌ条約に基づく保護国法説(木棚照一・ジュリ一四四六号一二四頁)、③国際的強行法規説(道垣内正人「櫻田嘉章編『注釈国際私法』(一)』(二〇一一)三四頁以下(横溝)などがある。次に、裁判例として、知財高判令和三・九・二九裁判所Web(令三(ネ)一〇〇二八号)(職務著作について通則法を根拠に労働契約の準拠法を適用した事件)、知財高判平成二四・二・二八裁判所Web(平二三(ネ)一〇〇四七号)(映画著作物についてベルヌ条約を根拠に保護国法を適用した事件)が挙げられる。

(3) 著作権の譲渡について、学説上、まず、①著作権の移転原因となる債権行為と著作権の物権類似の支配関係の変動を區別してそれぞれ準拠法を決定する説(澤木敬郎「道垣内正人『国際私法入門(第七版)』二六〇頁、木棚照一「国際知的財産法」四五三頁以下、中西康ほか「LEGAL QUEST 国際私法」二八五頁など)、と②それを区分せず一括して債権準拠法を適用する説(森田博志・ジュリ一二四八号一四八頁)の対立がある。次に、著作権の物権類似の支配関係の変動について、学説は基本的に保護国法の適用という帰結に至るが、それを導き出す根拠が異なっている。具体的に言えば、①A. 通則法第一三条を根拠とした見解(松岡博編「現代国際取引法講義」一九二頁(江口順一「茶園成樹」、早川吉尚・著作権百選(第五版)一三三五頁、嶋拓哉・ジュリ一五〇五(二〇一七)・三一八頁)、①B. ベルヌ条約第五条二項を根拠とした見解

- (松岡博・リマークス二〇〇四(下)一三九頁)、①-C. 属地主義の原則を根拠とした見解(木棚照一・発明一〇六卷九号六一頁、羽賀由利子・九大法学九六号九三頁以下)がある。裁判例においては、ほぼ①-Aの見解を採用しており、東京高判平成一三・五・三〇判時一七九七号一一頁、東京高判平成一五・五・二八判時一八三二号一三五頁、東京地判平成一九・一〇・二六裁判所Web〔平一八(ワ)七四二四号〕、東京地判平成二一・四・三〇判時〔参〕二〇六一号八三頁、知財高判平成二八・六・二二判時三二一八号八一頁、などが挙げられる。
- (4) 著作権侵害について、まず、差止請求と損害賠償請求とに分けた上で法性決定する見解(横溝大・「電子商取引に関する抵触法上の諸問題」民商一二四卷二号一七四頁)とそれを区別せず一括して法性決定する見解(嶋拓哉・「著作権侵害」『著作権百選』別冊ジュリスト二四二号二一五頁)が対立している。これまでの裁判例の多数は、差止請求と損害賠償請求とに分けた上で法性決定した上で、前者についてはベルヌ条約第五条二項に基づき保護国法を適用し、後者については通則法第一七条に基づき決定している。例として、東京地判平成一六・五・三一判時一九三六号一四〇頁、東京地判平成一九・八・二九判時〔参〕二〇二二号一〇八頁、東京地判平成二五・五・一七判タ一三九五号三一九頁、東京地判平成二六・七・一六裁判所Web〔平二五(ワ)二三三六三号〕、東京地判平成二六・九・五〔平二五(ワ)二三三六四号〕などが挙げられる。他方、差止請求と損害賠償請求を一括して不法行為と法性決定した裁判例として、東京地判平成二八・九・二八裁判所Web〔平二七(ワ)四八二号〕などが挙げられる。
- (5) 本(源)国は、一般的に著作者の国籍や著作物の出版地などに着眼した連結点であり、論者によってその解釈が異なる。
- (6) 保護国法は、ベルヌ条約第五条二項に由来する連結点であり、フランスでは一般的に属地法(*loi locale*)として位置付けられ、論者によってその解釈が異なる。
- (7) フランスの学説を紹介した文献として、駒田泰士「職務著作の準拠法」知的財産法政策学研究五号(二〇〇五)二九頁以下、羽賀由利子「著作人格権の処分可能性の準拠法について」金沢法学六〇巻一号(二〇一七)、A. Lucas「羽賀由利子訳」『著作権と相続』国際私法の観点から」法政論集二八六号(二〇二〇)二九九頁以下、羽賀由利子「フランス国際私法における著作人格権の相続」法政研究八九卷三号(二〇二二)二三三頁以下、などが挙げられる。
- (8) Cass. civ. Ière, 22 déc. 1959 : D. 1960, p. 93.
- (9) Cass. civ. Ière, 28 mai 1991: RIDA 3/1991, p. 197. 本判決によって簡潔に紹介した日本語文献として、羽賀・前掲注(7)二四八頁以下。

- (10) Cass. civ. 1ère, 5 mars. 2002, Siro : JCP G 2002, II, 10082.
- (11) Cass. civ. 1ère, 30 janv. 2007, Lamore : Propr. intell. 2007, n° 24, p. 337.
- (12) Cass. civ. 1ère, 12 juill. 2012, Bull. civ. I, no 162 ; D. 2012. 1879.
- (13) Cass. civ. 1ère, 10 avr. 2013, n° 11-12. 508, 11-12. 509 et 11-12. 510, ABC News c/ Etchevery, Peyrano et Moussus, Bull. civ. I, n° 68 ; D. 2013. 2004.
- (14) TJ Paris, 15 avr. 2022, n° 19/8079.
- (15) J. P. NIBOYET, *Traité de droit international privé français*, Sirey, 6 vol., 1941-1949, t. IV, n° 1314, P. 732.
- (16) PILLET, *Principes de droit international privé*, A. Pedone/Allier Frères, 1903, n° 305, p. 549.
- (17) J. P. NIBOYET, *supra note 15*, n° 1314, P. 732.
- (18) T. AZZI, *Recherche sur la loi applicable aux droits voisins du droit d'auteur en droit international privé*, L. G. D. J. 2005, n° 410, p. 287.
- (19) A. LUCAS, *JurisClasseur Civil Annexes - V° Propriété littéraire et artistique - Fasc. 1911 : DROIT INTERNATIONAL. - Droit commun. - Loi applicable*, 2022, n° 26.
- (20) Note sous l'arrêt *Le Chant du Monde* (Civ. 22 décembre 1959), Rev. crit. DIP 1960, 361, note M. F. TERRÉ, p. 370.
- (21) 「工業所有權」に關しては、民法改正委員會が作成したフランスの最初の國際私法草案が、特に發明の「創造(作)國(pays de création)」に言及してゐる。Art. 49 du projet, Rev. crit. DIP 1950, 111 s.
- (22) J.-S. BERGÉ, *La protection internationale et communautaire du droit d'auteur*, L. G. D. J. 1996, n° 254, p. 187.
- (23) J.-S. BERGÉ, *supra note 22*, n° 255, p. 187.
- (24) E. BARTIN, "Localisation territoriale des monopoles intellectuels (propriété littéraire et artistique-propiété industrielle)", Clunet 1934, p. 794 s.
- (25) J.-S. BERGÉ, *supra note 22*, n° 258, p. 189.
- (26) M. G. KOUIMANTOS, "Sur le droit international privé du droit d'auteur", *Il diritto di autore*, avril-sept. 1979, p. 616 s.
- (27) M. G. KOUIMANTOS, *supra note 26*, p. 628 s.
- (28) J.-S. BERGÉ, *supra note 22*, n° 261, p. 190 s.

- (29) *Ibid.*
- (30) H. DESBOIS, “La protection des oeuvres littéraires et artistiques étrangères en France - questions d’actualité”, T. C. F. D. I. P. 1960-1962, p. 177 s. et p. 186.
- (31) BATHIFOL, *Aspects philosophiques du droit international privé*, Dalloz, 1956, n° 109, p. 242.
- (32) BATHIFOL, *supra note 31*, p. 243.
- (33) BATHIFOL, *Traité élémentaire de droit international privé*, LGDJ, 3° éd., n° 531, p. 578.
- (34) T. AZZI, *supra note 18*, n° 406, p. 284 s.
- (35) J.-S. BERGÉ, *supra note 22*, n° 265, p. 192.
- (36) *Ibid.*
- (37) *Ibid.*
- (38) T. AZZI, *supra note 18*, n° 407, p. 285.
- (39) A. LUCAS, *Aspects de droit international privé de la protection d’oeuvres et d’objets de droits connexes transmis par réseaux numériques mondiaux*: OMPJ, GCPI/C/1, 25 nov. 1998, n° 53, p. 18.
- (40) R. SARRAUTTES, “La loi du 11 mars 1957 et le droit d’auteur des étrangers en France” G. P. 1961 I 28 ; H. DESBOIS, Propriété littéraire et artistique, Dalloz, n° 41.
- (41) G. HOLLEAUX, note sous 22 décembre 1959 : D. 1960, p. 96.
- (42) T. AZZI, *supra note 18*, n° 490, p. 337 s.
- (43) T. AZZI, *supra note 18*, n° 491, p. 338 s.; J.-S. BERGÉ, *supra note 22*, n° 298, p. 210.
- (44) T. AZZI, *supra note 18*, n° 491, p. 338 s.
- (45) T. AZZI, *supra note 18*, n° 490, p. 337 s.
- (46) T. AZZI, *supra note 18*, n° 491, p. 338 s.
- (47) J. RAYNARD, *Droit d’auteur et conflit de lois*, Litec, 1990, n° 451, p. 407.
- (48) J. RAYNARD, *supra note 47*, n° 454, p. 409.
- (49) J.-S. BERGÉ, *supra note 22*, n° 302, p. 212 s.

- (50) J.-S. BERGÉ, *supra note 22*, n° 303, p. 213 ; T. AZZI, *supra note 18*, n° 494, p. 340 s.
- (51) M. JOSSELYN-GALL, *Les contrats d'exploitation du droit de propriété littéraire et artistique*, Paris, Joly, 1995, n° 263 s. p. 278 s.
- (52) J. RAYNARD, *supra note 47*, n° 455.
- (53) J.-S. BERGÉ, *supra note 22*, n° 303, p. 213.
- (54) G. de VAREILLES-SOMMIÈRES, *La synthèse du droit international privé*, Cujas, 1972, n° 506, p. 313.
- (55) T. AZZI, *supra note 18*, n° 523, p. 366.
- (56) *Ibid.*
- (57) H. BATTIFOL, P. LAGARDE, *Droit international privé*, 6^e éd. t. II, n° 530, note 4 bis ; J.-S. Bergé, *supra note 22*, n° 311, p. 218 ; J. RAYNARD, *supra note 47*, n° 244 et 425 ; M. JOSSELYN-GALL, *supra note 51*, n° 264.
- (58) D. MOURA VICENTE, « La propriété intellectuelle en droit international privé », Recueil des Cours, p. 265 ; J. RAYNARD, *supra note 47*, n° 425, p. 383.
- (59) F. POLLAUD-DULIAN, *Le droit d'auteur*, L. G. D. J., 2014, n° 2015 s.
- (60) A. LUCAS, *supra note 19*, n° 38.
- (61) V. PIRONON, « Concurrence déloyale et actes restreignant la libre concurrence », in CORNELLOUP et JOUBERT (dir.), *Le Règlement communautaire dit « Rome II » sur la loi applicable aux obligations extracontractuelles*, Paris, Liec, 2008, p. 111-128.
- (62) A. LUCAS, *supra note 19*, n° 38 ; A. LUCAS-SCHLOETTER, *Droit moral et droits de la personnalité. Étude de droit comparé français et allemand* : PUJAM, Aix-Marseille, 2002, t. 2, n° 786, p. 560 s.
- (63) P. BOUREL, « Responsabilité civile », Rép. internat. Dalloz, 1998, n° 26.
- (64) P. BOUREL, *supra note 63*, n° 26.
- (65) H. A. MEGNE, *Lex loci protectionis et droit d'auteur*, n° 310, p. 183.
- (66) H. A. MEGNE, *supra note 65*, n° 313, p. 184.
- (67) J.-S. BERGÉ, *supra note 22*, n° 314, p. 219 s.

- (68) A. et H.-J. LUCAS, *Traité de la propriété littéraire et artistique*, 2ed, n° 980, p. 807.
- (69) B. AUDIT, *Droit international privé, Economica*, 3° éd., 2000, n° 186.
- (70) T. AZZI, *supra note* 18, n° 507, p. 349 s.
- (71) A. et H.-J. LUCAS, *Traité de la propriété littéraire et artistique*, LexisNexis Litec, 3e éd., 2006, n° 1333 s.
- (72) A. et H.-J. LUCAS, *supra note* 68, n° 991.
- (73) J.-S. BERGE, *supra note* 22, n° 314, p. 219 s.
- (74) H. A. MEGNE, *supra note* 65, n° 350, p. 197.
- (75) T. AZZI, *supra note* 18, n° 510-1, p. 351 s.
- (76) *Ibid.*
- (77) A. et H.-J. LUCAS, *Traité de propriété littéraire et artistique*, Litec, 1994, n° 982, p. 809.
- (78) J.-S. BERGÉ, *supra note* 22, n° 315, p. 220 s, note 6.
- (79) H. A. MEGNE, *supra note* 65, n° 356, p. 199.
- (80) *Ibid.*
- (81) T. AZZI, *supra note* 18, n° 510-1, p. 351 s.
- (82) H. A. MEGNE, *supra note* 65, n° 362, p. 201.
- (83) É. TREPOZ, Étude comparée des principes de l'American Law Institute et du Max Planck Institut sur le droit international privé et la propriété intellectuelle, n° 285.
- (84) P.-Y. GAUTIER, Du droit applicable dans le «village planétaire», au titre de l'usage immatériel des oeuvres, D. 1996, n° 4.
- (85) T. AZZI, Atteintes aux droits de propriété intellectuelle et conflits de lois : de l'utilité de l'article 8 du Règlement Rome II, *Propri. intell.* 2009, p. 336.
- (86) B. REMY, obs. ss TGI Paris, 18 déc. 2009 : JCP E 2011, 1230, n° 10.
- (87) F. DESSEMONTET, Le droit applicable à la propriété intellectuelle dans le cyber-espace, in *Commerce électronique et propriétés intellectuelles*, Publications de l'IRPI, vol. 20 : Litec, 2001, p. 97-125, n° 38 s.
- (88) T. AZZI, *supra note* 85, p. 336 ; É. TREPOZ, La lex loci protectionis et l'article 8 du règlement Rome II : D. 2009, p. 1643-

- 1646, n° 12 ; M. VIVANT et J.-M. BRUGUIERE, *Droit d'auteur et droits voisins*, n° 86.
- (89) V. PIRONON, Dits et non-dits sur la méthode de la focalisation dans le contentieux contractuel et délictuel du commerce électronique : JDI 2011, n° 11-15, p. 915.
- (90) M. VIVANT et J.-M. BRUGUIERE, *supra note* 88, n° 86.
- (91) M. VIVANT, Rép. dr. int. : Internet, n° 28 s.
- (92) A. LUCAS, *supra note* 19, n° 31.
- (93) *Ibid.*
- (94) T. AZZI, *supra note* 18, n° 428, p. 298.
- (95) A. LUCAS, *supra note* 19, n° 31.
- (96) J.-S. BERGÉ, *supra note* 22, n° 269, p. 194.
- (97) J.-S. BERGÉ, *supra note* 22, n° 278, p. 200.
- (98) V. L. d'AVOUTT, *Sur les solutions du conflit de lois en droit des biens*, n° 69 s, p. 98 s.
- (99) J.-S. BERGÉ, n° 306, p. 214 s. ㊦㊧ M. POLLAUD-DULIAN ㊨㊩の基本的な立場に支持してゐるが、保護国法と不法行論法を混同せしむべき得なる場合があるとの指摘を「これを」それを一般化する傾向が顕著であると述べてゐる。F. POLLAUD-DULIAN, *Le droit d'auteur*, 2^{ème} éd., Economica, 2014, n° 2015.
- (100) J.-S. BERGÉ, *supra note* 22, n° 276, p. 198.
- (101) J.-S. BERGÉ, *supra note* 22, n° 278, p. 200.
- (102) J.-S. BERGÉ, *supra note* 22, n° 279, p. 200 s. 著作物の公表 (divulguée) に関する基準について、実質法の規定によって異なるべきことを要注意せしむる。
- (103) J.-S. BERGÉ, *supra note* 22, n° 305 s, p. 214 s.
- (104) JOUËL 248, 6. 10. 1993, p. 15-21 ; JOUËL 130, 17. 5. 2019, p. 82-91.
- (105) T. AZZI, *supra note* 18, n° 516, p. 360 s.
- (106) *Ibid.*
- (107) B. EDELMAN, Une loi substantiellement internationale : la loi du 3 juillet 1985 sur les droits d'auteur et droits voisins : JDI

- 1987, p. 607 ; A. et H.-J. LUCAS, *supra note 77*, n° 1010.
- (10) T. AZZI, *supra note 18*, n° 516.
- (109) T. AZZI, *supra note 18*, n° 516 ; J.-S. BERGÉ, *supra note 22*, n° 318 s. ; B. EDELMAN, *supra note 107*, p. 555-609, aux p. 607 et s. ; F. POLLAUD-DULIAN, *supra note 99*, n° 2048.
- (110) B. EDELMAN, *supra note 107*, n° 47 s.
- (111) B. EDELMAN, *supra note 107*, n° 49 s.
- (112) B. EDELMAN, *supra note 107*, note 108.
- (113) T. AZZI, *supra note 18*, n° 394, p. 277.
- (114) *Ibid.*
- (115) T. AZZI, *supra note 18*, n° 396, p. 279.
- (116) T. AZZI, *supra note 18*, n° 397 s, p. 279 s.
- (117) T. AZZI, *supra note 18*, n° 509 s, p. 351 s.
- (118) T. AZZI, *supra note 18*, n° 523 s, p. 360 s.
- (119) *Ibid.*
- (120) *Ibid.*
- (121) *Ibid.*
- (122) P. Y GAUTIER, note sous TGI Paris 23 nov. 1988 : Rev. Crit. DIP 1989, n° 3, p. 380.
- (123) G. HOLLEAUX, note D. 1960, jurispr. P. 95.
- (124) Y. en ce sens P.-Y. GAUTIER, *Propriété littéraire et artistique*, PUF, Droit fondamental, 11e éd., 2019, n° 440, p. 477 ; F. POLLAUD-DULIAN, *supra note 99*, n° 2065 . · B. EDELMAN, note sous CA Paris 6 juil. 1989 : Clunet 1989, 996.
- (125) V. en ce sens B. AUDIT, note sous TGI Paris 23 nov. 1988 : D. 1989, 342 ; P.-Y GAUTIER, obs. sous CA Paris 6 juil. 1989 : Rev. crit. DIP 1989, 717. A. FRANÇON, note sous CA Paris 6 juil. 1989 : RIDA janv. 1990, n° 143 p. 342.
- (126) J.-C GINSBURG & P. SIRINELLI, Auteur, création et adaptation en droit international privé et en droit interne français. Réflexions à partir de l' affaire Huston : RIDA oct. 1991, n° 150, p. 3 s.

(127) A. LUCAS-SCHLOETTER, *supra* note 62, n° 776, p. 555.

(128) A. LUCAS-SCHLOETTER, *supra* note 62, n° 777, p. 556.

〔付記〕 本研究は、潮田記念基金による慶應義塾博士課程学生研究支援プログラムの支援を受けた。

儲 安然 (チヨ アンゼン)

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程単位取得

所属学会 国際私法学会

専攻領域 国際私法

主要著作

「中国における国際的な著作権侵害訴訟に関する国際裁判管轄及び準拠法選択について」『法学政治学論究』第二二六号 (二〇二〇年)

「著作権侵害事件の国際裁判管轄に関する欧州連合司法裁判所の判例についての一考察」『法学政治学論究』第二三四号 (二〇二二年)

「著作権侵害事件の国際裁判管轄に関する欧州連合の学説についての一考察」『法学政治学論究』第一三五号 (二〇二二年)